

G E T ビジネス学習館  
2013 行政書士講座

第8回 憲法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で天気、複写その他の方法で記録されると、著作等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

## 第5章 裁判所

### 1 司法権の意義とその範囲

（76条①）

- 最高裁判所→憲法上必ず置かなければ

下級裁判所→憲法上設置を義務付けてはいるが、具体的な内容は裁判所法に委ねている。

この裁判所法を受けて「高等裁判所」「地方裁判所」「家庭裁判所」

「簡易裁判所」がある

#### 1. 司法権の意義

裁判所は、原則：①法律上の争訟を裁判する

②民衆訴訟・機関訴訟を裁判する（裁判所法3条①）

例外：国会議員の資格争訟の裁判（55条）・裁判官の弾劾裁判（64条）・以下の（i）から（ix）は、裁判できない

#### 2. 「法律上の争訟」についてと3. 司法権の限界

裁判所は、司法権を行使する機関として、民事・刑事・行政に関する紛争を解決する。

しかし、世の中に存在する全ての紛争を解決するのではない。

例えば、国会議員の資格争訟（55条）や弾劾裁判（64条）のように憲法が明文をもって、裁判所以外の機関に判断させる事を定めている事項は、裁判所の審理の対象とはならない。

また、裁判所は、法を適用して紛争を解決するので、法を基準にして解決できない紛争は裁判所の審理の対象とはならない。

これらのことから裁判所法3条①は「裁判所は、日本国憲法に特別の定めのある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判する」と定めている。

特定の紛争が「法律上の争訟」に該当する為には、その紛争が

- ① 当事者間の具体的な権利義務又は法律関係の存否に関する紛争であって
- ② 法律の適用により終局的に解決できるもの

をいう。この要件を欠く時は、裁判所の審査権が及ばない。

**裁判所の審査権が及ばない場合をまとめると**

（i）抽象的に法令の解釈又は効力を争っても裁判所の審査権は及ばない。（**警察予備隊違憲訴訟**）  
(プリントP71)

（ii）単なる事実の存否、學問上の論争は、裁判所の審査権が及ばない。（**技術士国家試験事件**）

（iii）宗教上の教義に関する判断を求める訴えは、法規の適用によって終局的に解決すべき法律上の争訟にあたらない。（**板まんだら事件**）

（iv）国会議員の資格争訟（55条）テキストP181

（v）弾劾裁判（64条）テキストP180

（vi）国会・各議院の自律権（**警察法改正無効事件**）

（vii）統治行為（**苦米地事件**）

（viii）自由裁量行為（**朝日訴訟**）（**堀木訴訟**）テキストP142 143

（viii）部分社会の法理（**村会議員出席停止事件**）（**富山大学単位不認定事件**）（**共産党袴田事件**）

（x）条約による制限（例：在日米軍基地内部でその構成員が公務中に起こした犯罪）

（ix）治外法権

**警察予備隊違憲訴訟****事案**

左派社会党員鈴木茂三郎は、当時国が行った警察予備隊の設置について、憲法 9 条違反であるとして、無効の確認を求めて、最高裁判所に直接出訴した。

**争点**

裁判所の持つ違憲審査権の性格として、具体的に訴訟事件が起きてないときでも審査権を行使できるか(抽象的審査権を有するのか)

**〈判旨〉**

わが現行の制度の下においては、特定の者の具体的な法律関係につき紛争の存する場合においてのみ、裁判所にその判断を求めることができるのであり、裁判所がかような具体的な事件を離れて抽象的に法律命令等の合憲性を判断する権限を有するとの見解には、憲法上および法律上なんらの根拠もない。

**(技術士国家試験事件)****事案**

技術士試験を受験し不合格になった者が、自分は正しい解答をしており不合格の判定は誤りであるとして訴えた。

**〈判旨〉**

裁判所が審判しうる対象は、「法律上の争訟」に限られ、「法律上の争訟」とは、法律を適用することによって解決することのできる権利義務に関する紛争の事を言う。

法令の適用によって解決するに適さない単なる政治的又は経済的问题や技術上又は学術上に関する紛争は裁判所の裁判を受ける事柄ではなく、国家試験における合格・不合格の判定は、その試験実施機関の最終判断に任せられるべきものであって裁判所が判断できる事柄ではない。

**板まんだら事件****事案**

ある宗教団体の本尊を安置する堂の建設のために寄付をした者が、後に本尊は偽物であると判明したとして寄付金の返還を求めた。

**争点**

この事件は「寄付金の返還を求める」という具体的な権利義務に関する紛争という形になっているが、事件解決のために本尊が本物か偽物かを裁判所が判断しなければならない事が問題になった。

**〈判旨〉**

この事件は、信仰の対象の価値又は宗教上の教義に関する判断を裁判所に求めるに等しいものであってその実質において法令の適用による終局的な解決の不可能なものであって、裁判所法 3 条にいう「法律上の争訟」にあたらない。

**警察法改正無効事件****争点**

国会での議事手続きが違法なため無効ではないかと争われ、国会の議事手続きは司法審査の対象となるか?

**〈判旨〉**

裁判所は両院の自主性を尊重して、有効無効を判断すべきではない

**(苦米地事件)****事案**

昭和 27 年、第 3 次吉田内閣により、抜き打ち解散が行われた。（それまでの衆議院解散は憲法 69 条の不信任案の可決か、信任案の否決でのみと限定されていた。そういう時代に、突然、憲法 7 条根拠の衆議院解散を行ったため、当時の衆議院議員たちは初の 7 条根拠の解散に驚き『抜き打ち解散』と呼びました。現在では珍しくはなく、むしろ 7 条根拠の解散の方が多い。）この解散に対して、当時、衆議院議員であった苦米地氏が、前例の無い 7 条解散は違憲であるとして、衆議院議員たる地位の確認と歳費の支払いを求めて出訴しました。

**争点 1**

統治行為は、司法審査の対象にならないのか？

**〈判旨〉**

直接、国家統治の基本に関する、高度に政治性のある国家行為のごときは、たとえそれが法律上の争訟となり、これに対する有効無効の判断が法律上可能である場合であっても、かかる国家行為は裁判所の審査権の外にあり、その判断は主権者たる国民に対して政治責任を負うところの政府、国会等の政治部門の判断に委ねられ、最終的には国民の政治判断に委ねられているものと解すべきである。

**争点 2**

衆議院の解散は違憲審査の対象となるか？

**〈判旨〉**

現実に行われた衆議院の解散が、その依拠する憲法の章条について適用を誤ったが故に、法律上無効であるかどうか、又、解散を行うにつき憲法上必要とせられる内閣の助言と承認に瑕疵があったが故に無効であるかどうかは、裁判所の審査権に服しないものと解すべきである

**④ 部分社会の法理**

一般市民法秩序と直接関係のない内部紛争は、司法審査の対象としない。という考え方を部分社会の法理という。

**（具体例）****（I）国公立大学 （富山大学単位不認定事件）****（i） 単位授与行為**

一般市民法秩序と直接の関係を有するものであることを是認するに足りる特段の事情のない限り、司法審査の対象とならない

**（ii） 専攻科修了（卒業）の認定**

司法審査の対象となる

**（II）地方議会 （村会議員出席停止事件）****（i） 議会への出席停止処分**

司法審査の対象とならない

**（ii） 議員の除名処分**

司法審査の対象となる

**（III）政党 （共産党袴田事件）**

（i） 政党が組織内の自律的運営として党員になした処分は、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、司法審査の対象とならない

（ii） 政党が党員に対してなした処分が一般市民としての権利利益を侵害する場合、その政党の自律的に定められた規範に照らし、適切な手続きに則って

なされたか否かに限ってではあるものの、その処分の当否は司法審査の対象となる

### (富山大学単位不認定事件)

#### 事案

富山大学の学生Xらは、A教授の授業を受講し、A教授の試験で合格の判定を得た。しかし、大学側は、A教授に対し、不行跡（品行が悪い事）の科で、授業担当停止措置をとっており、Xたちの試験は非正式であるとして、単位を授与しなかった。そのためXらは大学を提訴した。

#### 争点 1

大学の内部的な問題は司法審査の対象となるか

##### 〈判旨〉

国公立であると私立であると問わず、大学は学生の教育と学術の研究とを目的とする教育研究施設である。大学は、その目的を達成する為に、法律に格別の定めがないような時には、学則により規定、実施することができる自律的、包括的な権能を有する。このように、大学は特殊な部分社会を形成しており、大学における法律上の係争すべてが、当然に裁判所の司法審査の対象とはならず、一般市民法秩序と直接の関係のない内部的問題は、司法審査の対象から除かれる。

#### 争点 2

単位授与は内部的な問題か

##### 〈判旨〉

単位授与行為は、一般市民法秩序と直接の関係を肯定するに足りる特別の事情がない限り、純然たる大学内部の問題として、大学の自主的、自律的な判断に委ねられるべきものであり、司法審査の対象にはならない。

#### 争点 3

専攻科修了（卒業）の認定・不認定は、司法審査の対象になるか

##### 〈判旨〉

専攻科修了の認定をしない事は、一般市民としての学生の国公立大学の利用を拒否することに他ならないものというべく、学生が一般市民として有する公の施設を利用する権利を侵害するものと解される。されば専攻科修了の認定・不認定に関する争いは司法審査の対象となる。

### (村会議員出席停止事件)

#### 事案

条例の改廃に反対する2人の村議会議員がいた。2人は改正賛成派の議員から「条例の制定に反対して、議事を混乱に陥れている」として、3日間の出席停止処分を受け、退席させられた。2人を退席させた後、条例は3分の2以上の賛成多数で可決した。出席停止を受けた2人の村議会議員は、出席停止処分と可決した条例改正の無効を主張して出訴した。

#### 争点 1

地方議会議員の出席停止懲罰決議は司法審査の対象となるか

##### 〈判旨〉

法律上の係争の中には事柄の性質上司法裁判権の対象の外におくを相当とするものがある。けだし、自立的な法規範を持つ社会ないし団体に在っては、当該規範の実現を内部規律の問題として自治的措置に任せ、必ずしも、裁判を待つを適當としないものがあるからである。本件における出席停止の如き懲罰はまさにそれに該当する。

**争点 2**

地方議会議員の除名処分は司法審査の対象となるか

**〈判旨〉**

決議無効の確認並びに損害賠償請求事件（最高裁判所昭和35年3月9日）では、議員の除名処分を司法裁判の権限内の事項としているが、右は議員の身分に関する重大事項で、単なる内部規律の問題ではないからであって、本件における議員の出席停止の如く議員の権利行使の一時的制限に過ぎないものは、自ら趣を異にしているのである。従って、除名処分を司法裁判権に服させても、出席停止については別途考慮し、これを司法裁判権の対象から除き、当該自治団体の自治的措置に委ねるを適当とする。

**(共産党袴田事件)****事案**

日本共産党は、反党的表現活動を理由に幹部の袴田里見氏に除名処分を行った。共産党は袴田氏が党所有の家屋に居住していた為、家屋の明け渡しを求め提訴した。これに対し、袴田氏は除名処分の無効を主張した。

**争点 1**

政党の内部的な問題は司法審査の対象となるか

**〈判旨〉**

政党が党員に対して行った処分が、一般市民秩序と直接関係のない内部的な問題にとどまる限り、裁判書の審査権は及ばない。

**争点 2**

裁判所は政党の除名処分の可否を裁けるか

**〈判旨〉**

党員への除名処分が、一般市民としての権利、利益を侵害する場合であっても、その処分の当否は、党規範(なければ条理)に照らして、適正な手続きに則ってなされたか否かによって決すべきである。

## 2 裁判所の組織と権能

### 1. 裁判所の組織

（76条②）

- 終審として行政機関が裁判を行う事を禁止しているのであって、行政機関が裁決・決定を行う事自体を禁止しているのではない。例：不服申立

### 3. 裁判の公開

（82条）

- 原則 : 対審・判決は公開。
  - 例外 : 裁判官が全員一致して公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがあると決した時は、対審は非公開。 判決は公開
- 例外の例外：政治犯罪・出版に関する犯罪・憲法が保障する国民の権利に関する事件は  
対審・判決とともに公開

**けんちゃんの参考判例**

**(最判 S40. 6. 30)**

家事審判法の定める夫婦同居義務に関する審判は、公開の法廷における対審及び判決による必要はない。

(法律上の実体的権利義務自体に争いがある場合、これを確定するには、公開の法廷における対審及び判決によらなければならないが、家事審判法の定める夫婦同居義務に関する審判は、夫婦同居の義務などの実体的権利義務自体を確定する趣旨のものではなく、これら実体的権利義務の存することを前提として同居の時期、場所、態様などについて具体的な内容を定め、また必要に応じてこれに基づき給付を命ずる処分だから)

**(最判 S41. 12. 27)**

民事上の秩序罰としての過料を科す裁判は、公開の法廷における対審及び判決による必要はない。

(民事上の秩序罰としての過料を科す作用は、国家の後見的民事監督の作用であり、その実質においては一種の行政行為としての性格を有するからである)

### 3 司法権の独立

#### 1. 裁判官の独立

（76条③）

**(最判 S23. 11. 17)**

「裁判官が良心に従う」という意味は、裁判官が有形・無形の外部の圧力ないし誘惑に屈しないで自己の内心の良識と道徳観に従うと言うこと。

#### 2. 裁判官の身分保障

##### （1）身分保障

（78条）

○ 裁判により心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合～



「地方裁判所」「家庭裁判所」「簡易裁判所」の裁判官については「高等裁判所」が裁判を行い、「最高裁判所」「高等裁判所」の裁判官については「最高裁判所」が裁判を行う。判決が確定すると「最高裁判所」が内閣に通知して内閣が罷免する。

（裁判官分限方3条7条12条）

##### （2）最高裁判所の裁判官

（79条①）

○ 最高裁判所は、最高裁判所長官1名と最高裁判所判事14名で構成される（裁判所法5条）

○ 最高裁判所は、大法廷（15名全員の裁判官の合議体）又は小法廷（5名の裁判官の合議体）で審理・裁判する

### (3) 国民審査

〈79条②〉

- 裁判官の罷免は以下に限られる
  - i 裁判により心身の故障のために職務を執ることができないと決定された（78条）
  - ii 公の弾劾によるとき（78条）
  - iii 国民審査によるとき（最高裁判所裁判官に限る）（79条②）

### (4) 定年と報酬

〈80条①〉

- 最高裁判所長官 →内閣が指名し天皇が任命（6条②）
  - 最高裁判所判事 →内閣が任命（79条①）
  - 下級裁判所の裁判官→最高裁判所の指名した名簿によって内閣が任命（80条①）
- 下級裁判所の裁判官の任期→10年
  - 最高裁判所の裁判官の任期→ない（代わりに国民審査制度がある）
- 最高裁判所の裁判官の定年年齢→70歳
  - 下級裁判所の裁判官の定年年齢→65歳
  - （但し、簡易裁判所の裁判官の定年年齢→70歳）

#### けんちゃんのまとめ

##### 〈国会議員と裁判官の報酬〉

	国会議員	最高裁裁判官	下級裁裁判官
相当額の報酬（歳費）を受ける事	保障される	保障される	保障される
減額されない事	保障されない	保障される	保障される

#### けんちゃんのまとめ

##### 〈最高裁判所の裁判官と下級裁判所の裁判官の異同〉

	最高裁判所の裁判官	下級裁判所の裁判官
指名・任命	① 天皇は内閣の指名に基づいて最高裁判所の長たる裁判官を任命する ② 最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する	最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣でこれを任命する
任期	なし	任期を10年とし、再任されることがある
定年	法律の定める年齢に達した時に退官する	法律の定める年齢に達した時に退官する
罷免	① 裁判により心身の故障のために職務を執ることができないと決定された時 ② 公の弾劾によるとき ③ 国民審査によるとき	① 裁判により心身の故障のために職務を執ることができないと決定された時 ② 公の弾劾によるとき
報酬	定期に相当額の報酬を受け、この報酬は在任中、減額することができない	定期に相当額の報酬を受け、この報酬は在任中、減額することができない

## 4 違憲審査権

### 1. 違憲審査権の性格

抽象的違憲審査制とは、特別に設けられた憲法裁判所が、具体的な訴訟とは関係なく、抽象的に違憲審査を行う方式。ドイツやイタリアなど

付隨的違憲審査制とは、通常の裁判所が、具体的訴訟事件を裁判する際にその前提として事件の解決に必要な限度で、適用法条の違憲審査を行う方式。アメリカなど  
**警察予備隊違憲訴訟**

### 2. 違憲審査の主体と対象

#### (2) 違憲審査の対象

**砂川事件**

〈判旨〉

条約であったとしても一見極めて明白に違憲無効であると認められるときは、違憲審査の対象となる。

**(最判 S23. 7. 8)**

〈判旨〉

立法行為・行政行為のみならず、司法行為（裁判）も終審として最高裁判所の違憲審査権に服する。裁判の本質は憲法 81 条にいう一種の「処分」だからである。

### 3. 違憲判決の効力

個別的効力説とは、法令違憲の判決といえども、その効果は当該事件だけにとどまり、違憲とされた法律は当該事件についてだけその適用を排除されるにとどまる。

一般的効力説とは、違憲と判断された法律は、当該具体的な事件を超えて、一般的にその効力を失う。

#### けんちゃんの参考資料

日本の場合、個別的効力説を探っています。

一般的効力説を探って違憲法令の撤廃を強制することは、実質的に、裁判所が立法行為を行うのと同じ効力を国会に対して及ぼすことになってしまい、41 条に定められている、国会が「唯一の立法機関である」という文言に反することになってしまうというのが、個別的効力説が採用される最大の理由です。

ただ、個別的効力だと、違憲と判断された法令があっても、その事件限りで無効というだけであって、違憲と判断された法令は、残ったままであります。個別的効力説を探る限りは、裁判所は、単にその法令が、具体的なある事件において違憲かどうかを判断するにすぎません。

裁判所にできることは、今回に限ってはその法令は無効だという宣言をすることだけで、裁判所が、国会や行政機関に対して、「違憲だからその法令を撤廃しろ」と、命令まではできないことになってしまいます。

それでは、裁判所に法令撤廃の権限がないからといって、違憲である法律を国会が放置したり、違憲の政令や命令を内閣や行政機関が放置したりといったことは、許されるべきではありません。

実際には、違憲判決の出された法律の廃止を、国会は行いますし、内閣もそのような法律は執行しません。

## (最判 S23. 12. 1)

当事者がある法令が憲法に適合しない旨を主張した場合に、裁判所が有罪判決の理由中にその法令の適用を示した時は、その法令は憲法に適合するものとの判断を示したものと言える。  
(裁判所は、法令に対する違憲審査権を有し、法令が憲法に適合しないと認めるときはこれを無効としてその適用を拒否できるとともに、有罪の言い渡しをなすにはその理由において必ず法令の適用を示すべき義務があるから)

#### 4. 憲法判例の拘束力

##### けんちゃんの用語チェック

**判例法主義**とは、判例を最も重要な法源とする考え方。裁判官は紛争の解決に際して過去の同種の裁判の先例に拘束される。

**制定法主義**とは、立法府が文書の形で制定した成文法を最も重要な法源とする考え方。裁判官は紛争の解決に際して法律にのみ拘束されるが、条文の解釈・運用を補完するものとして判例も重視される。

日本においては、「制定法主義」が採られている。

##### けんちゃんの参考資料

判例は、事実上の拘束力を有するにすぎない。とは、以下のような意味です。

もし、下級裁判所が、最高裁の判決と異なる判断をすると、最高裁に上告して審理をやり直してもらうことができます。

では、最高裁の判決理由と異なる判断を下した下級裁判所の裁判官は、何か「違法」なことをしたことになるのか? と言うと、法的な意味において違法となるわけではありません。

もっとも、最高裁の判断と違う判決を書くような裁判官は、上からにらまれて、たぶん出世の道も閉ざされてしまうので、従わざるをえない。それでも、勇気ある裁判官は、最高裁が間違っていると思えばそれに反した判決を書くし、それが最後に最高裁をも動かし、判例を変更させることも、稀にある。

こうしたことから、最高裁の判決理由には法的な拘束力はなく、その拘束力は事実上のものに過ぎない、と説明されます。

#### 5. 違憲判決

##### (1) 法令違憲

違憲判断の方法としては、**法令違憲**と**適用違憲**がある 2 種類がある。

**法令違憲**とは、法令そのものを違憲とする判決

**適用違憲**とは、法令自体は合憲でも、それが当該事件の当事者に適用される限度において違憲であるとする判決

参考+α

## 2. 合憲限定解釈

合憲限定解釈とは、法令の解釈として複数の可能性がある時に、憲法の規定や精神に適合するようにならざるを得ないときの解釈である。つまり、憲法の規定や精神に適合するように法令の解釈をするべき。という方法の事を言う。

たとえば、違憲か否かで争われている法令の解釈が A と B の 2 種類あったとする。

A の解釈をとれば違憲であるが、B の解釈をとれば合憲である場合に、裁判所は B の解釈を採用することによって A の解釈のもとに行われた国家行為について、法令の解釈を誤ったという点で違法性があるとし、法令自体を違憲としない。という手法。

これは、司法権の立法権への介入を極力避けるために行われる。

### けんちゃんのまとめ

〈違憲審査権〉

主体	最高裁判所のみならず下級裁判所も違憲審査権を有する。（最判 S25.2.1）
性質	違憲審査権は、司法権の範囲内において行使されるものであり、具体的な争訟事件が提起されないのであるに将来を予想して憲法及びその他法律命令の解釈に対し存在する疑義論争に関し抽象的な判断を下すことはできない。 <b>警察予備隊違憲訴訟</b>
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 立法行為も行政行為も司法行為も裁判所の違憲審査権に服する。（最判 S23.7.8）</li> <li>② 条約は一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは裁判所の司法審査権の範囲外のものである。<b>砂川事件</b></li> <li>③ 直接国家統治の基本に関する高度に政治性のある国家行為（統治行為）は、たとえそれが法律上の争訟となり、これに対する有効無効の判断が法律上可能である場合であっても裁判所の審査権の外にある。<b>苦米地事件</b></li> <li>④ 国会議員の立法行為（不作為を含む）は、立法の内容が一義的に違憲であるのにあえて立法をするような容易に想定しがたい例外的な場合でない限り、原則として国家賠償法の適用上、違法の評価を受けない</li> </ul>

## 第6章 財政

### 1 財政民主主義

**財政民主主義**とは、国が財政に関する行為を行う場合には、国会の議決を必要とする。

国民の意思を財政処理に反映させようとする考え方。

（83条）

- 「法律によって定める」ではない  
「国会の議決によって決する」のは
  - i 皇室の財産授受（8条）
  - ii 国の財政を処理する権限（83条）
  - iii 予算（86条）
  - iv 予備費（87条）
  - v 皇室の費用（88条）
  - vi 国費の支出及び国の債務負担（85条）

### 2 租税法律主義

**租税法律主義**とは、租税を賦課徴収するには、国会の議決する法律によらなければならない。とする考え方。

また、地方税については、議会が議決する条例によらなければならない（地方税法3条）

#### 旭川市国民健康保険条例事件

##### 事案の概要

旭川市国民健康保険の一般被保険者であるXが、国民健康保険の保険料を、条例で保険料率を定めずに、これを告示に委任することが、租税法律主義を定める憲法84条に反するなどとして、賦課処分の取消しを求めるとともに、同市の条例が恒常に生活が困窮している者を保険料の減免の対象としていないことが生存権を定める憲法25条や法の下の平等を定める憲法14条に違反するとして、減免非該当処分の取消しを求めた訴訟

##### 争点1

- (1) 憲法84条「租税」の意義
- (2) 国民健康保険料に対して憲法84条は直接適用されるか
- (3) 直接適用されないとして、84条の効力は全く及ばないのか

##### 〈判旨〉

- (1) 国または地方公共団体が、その課税権に基づいて、特別の役務に対する反対給付としてではなく、その使用する経費に充当するため一方的・強制的に賦課徴収する金銭給付は、形式のいかんにかかわらず、84条における租税にあたる。
- (2) 保険料は、保険給付を受ける事に対する反対給付であり、（「租税」にはあたらず）84条が直接適用される事はない。
- (3) 憲法84条は、～国民に対して義務を課したまは権利を制限するには法律の根拠を要する～という法原則を租税において厳格化した形で明文化したもの。憲法84条に規定する租税では無いかからといって、そのすべてが当然にその法原則から外れると判断する事は相当ではない。

保険料方式であっても、強制加入とされ、保険料が強制徴収され、賦課徴収の強制の度合いにおいては租税に類似する性質をもつので、憲法 84 条の趣旨が及ぶと解すべきである。

### パチンコ遊機事件

#### 事案の概要

旧・物品税法には遊戯具を課税対象品に定めていたが、パチンコ台は法律上遊戯具に該当するにも関わらず、長らく非課税物品として扱われていた。しかしパチンコ産業の発達に伴い、国税庁が「パチンコ台は遊戯具にあたる」との通達をしたため、課税対象品となった。パチンコ業者の原告らはこの通達による課税開始が憲法第 84 条に定める法律による手続きではなく違憲であるとして提訴した。

(通達とは上級行政庁が下級行政庁の権限行使に関する命令を文書により伝えること)

#### 争点

通達課税は、租税法律主義に反しないか

##### 〈判旨〉

法律上は課税できるにもかかわらず実際には非課税として扱われてきた物品を、通達によって新たに課税物件として取り扱うことも通達の内容が法の正しい解釈に合致するものであれば違憲ではない

(最判 S30. 3. 23)

納税義務者、課税物件、課税標準、税率等の課税要件のみならず、税の賦課、徴収の手続きについても「法律」による議決を要する

### けんちゃんのまとめ

#### 〈租税法律主義〉

意義	租税を賦課徴収するには、国会の議決する法律によらなければならない。とする考え方
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 紳税義務者、課税物件、課税標準、税率等の課税要件のみならず、税の賦課、徴収の手続きについても「法律」による議決を要する (最判 S30. 3. 23)</li> <li>② 課税要件・徴収手続きについて命令へ委任する事は具体的・個別的な場合であれば許される (行政法でやるよ)</li> <li>③ 条例において法律の範囲内で地方税の課税要件に関する定めをしても許される</li> <li>④ 条約において課税要件に関する定めをしても許される</li> </ul>
通達課税	法律上は課税できるにもかかわらず実際には非課税として扱われてきた物品を、通達によって新たに課税物件として取り扱うことも通達の内容が法の正しい解釈に合致するものであれば違憲ではないパチンコ遊機事件

### 3 国費支出と国の債務負担

#### 〈85条〉

法律で「○○を行うために国費の支出ができる」と定めていた場合でも 実際に国費の支出を行うには国会の議決が必要。

### 4 予算

#### 4. 予算を伴う法律案

- 予算の提出権は内閣のみにある  
しかし、予算を伴う法律案は国会議員でも提出できる
- 予算を伴う法律案と予算はどちらを先に国会に提出してもよい

#### 5. 継続費

原則：予算は、一会計年度の間だけ通用するのが原則

例外：継続費。財政法が規定している継続費はあらかじめ国会の議決を受けておくと数年度にわたって支出する事が出来る（財政法 14 条の 2）

#### 7. 皇室財産・皇室費用

（88条）

予算に計上しなければならない皇室の費用には 3 種類ある。（皇室経済法）

- ① 内廷費→天皇・皇族の日常の費用、諸経費にあてられる。天皇が私的な費用に使っても構わない。
- ② 宮廷費→内廷費以外の宮廷の諸経費にあてられる。宮内庁が管理する公金になり、89 条の制限を受け宗教的活動には使えない
- ③ 皇族費→皇族としての品位保持の為の費用。公金ではない。

### 6 決算審査

（90条）○ 予算は内閣が作成し、内閣が国会に提出し審議議決を経て、（86条）  
決算は会計検査院が検査し、内閣が国会に報告（90条）

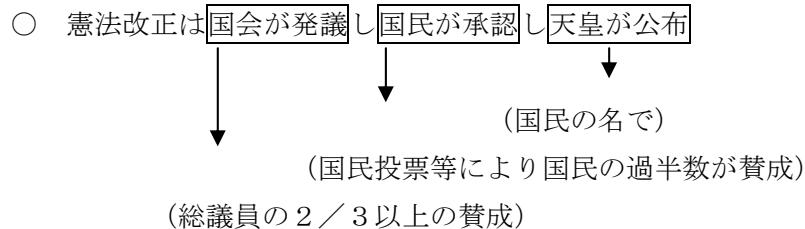
#### けんちゃんの参考資料

（決算に関する手続き）

主 体	手 続 き
内 閣	① 財務大臣が作成する ↓ ② 閣議によって決定する ↓ ③ 会計検査院に決算を送付する ↓
会計検査院	④ 決算を検査する（90条①） ↓ ⑤ 内閣に検査済みの決算を送付する ↓
内 閣	⑥ 次の年度に決算そのものと会計検査院の検査報告をともに国会に提出する（90条①） ↓
国 会	⑦ 議決する

## 第8章 憲法改正

（96条）



《余談》

これで憲法のプリントは終わりです

給料は時給制だからタダ働きい。結構働き者でしょ。みのもんたと呼んでチヨ。

